

碧南市藤井達吉現代美術館作品画像利用要領

(目的)

1 この要領は、碧南市藤井達吉現代美術館（以下、「当館」という。）が所蔵・管理する作品（以下、「所蔵作品」という。）の画像を、出版物・映像媒体・ウェブサイトその他の媒体に利用する場合の手続き及び条件について定めるものである。

(利用の対象)

2 この要領による利用の対象は、次の各号に掲げる画像とする。

- ・所蔵品データベースに公開されている作品画像のうち「PD（Public Domain／パブリック・ドメイン）」の表示がないもの
- ・「PD（Public Domain／パブリック・ドメイン）」の表示がある作品の高精細画像（TIFFデータ等）

※「PD（Public Domain／パブリック・ドメイン）」の表示がある作品の通常画像（JPEGデータ）については、当館への申請なしに自由に利用できる。（「碧南市藤井達吉現代美術館所蔵作品画像利用方法」参考）

(利用できない場合)

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を断ることができる。

- ・公序良俗に反する目的で利用と当館が判断した場合
- ・特定の企業、個人の営利的利益のみに供する目的での利用と当館が判断した場合
- ・作品または当館の名誉、信用を傷つけるおそれがあると当館が判断した場合
- ・その他、当館が不相当と認めた場合

(申請の手続き)

4 画像の利用を希望する者は、「美術館資料等画像使用許可申請書」（以下、「申請書」という。）に必要事項を記入し、以下の書類を添えて当館に提出すること。

(1) 提出書類

- ・申請書
- ・企画書、掲載誌見本、URLの写しといった利用内容が確認できる資料
- ・著作権者（または所蔵者）の許諾書の写し（著作権保護期間中の作品、または寄託作品の場合）

(2) 提出方法

郵送またはメールにて提出のこと。

送付先：〒447-0847 愛知県碧南市音羽町 1-1

碧南市藤井達吉現代美術館 画像利用担当

(利用上の条件)

5 画像利用を許可する場合、申請者は以下の条件をすべて遵守する。

- ・申請の目的外使用、第三者への転貸・転用の禁止
- ・出版物、映像媒体、ウェブサイト等に掲載する際は「碧南市藤井達吉現代美術館蔵」と所蔵者名を明記する。画像をトリミングまたは改変して使用する媒位はそれぞれ「部分」「改変」と付記する。
- ・著作権に関する問題は、申請者が自らの責任において対処する。著作権保護期間中の作品については、申請者自身が著作権者から利用許諾を得ること。
- ・肖像権その他の権利に関する問題は、申請者が自らの責任において対処する。
- ・画像データは利用終了後すみやかに削除もしくは返却すること。

(利用料)

6 画像利用料は無償とする。

(成果物の提出)

7 画像を使用した出版物、印刷物は資料として1部送付する。映像媒体、ウェブサイトは放映、公開後に当館まで連絡する。

(許可の取り消し)

8 申請内容と異なる仕様が確認された場合、またはこの要領に反する場合は、利用許可を取り消すことがある。その場合、申請者は画像の使用を直ちに中止する。

(免責)

9 当館は画像の利用に関して生じたいかなる損害について責任を負わない。

(要領の改正)

10 この要領は、必要に応じて改正することがある。